

訓令甲第6号

警視庁職員退職管理規程を次のように定める。

平成28年3月28日

警視総監 高 橋 清 孝

警視庁職員退職管理規程

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号。以下「条例」という。）に基づき、職員の退職管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用対象)

第2条 この規程の適用を受ける職員は、警察官及び一般職員とする。ただし、条件付採用期間中の職員を除く。

(職員の遵守事項)

第3条 職員は、法、条例その他退職管理関係法令の適用規定を遵守し、再就職によって警察行政が影響を受けず、公正性が損なわれないようにしなければならない。

(事務分掌)

第4条 退職管理に関する事務は、人事第一課において一元的に行うものとする。

(細部事項)

第5条 この規程を実施するために必要な細部事項は、警務部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。